

第6章 食の安全・安心と農産物の流通・加工

1 道産食品の安全・安心の確保

(食の安全・安心の推進)

道民の健康の保護と消費者に信頼される安全・安心な道産食品づくりを目指し、道ではその基本となる「北海道食の安全・安心条例」(以下「食の安全・安心条例」という。)を平成17年(2005年)3月に制定するとともに、食の安全・安心条例に基づく「北海道食の安全・安心基本計画」を策定し、食の安全・安心に係る施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成31年(2019年)3月に策定した「第4次北海道食の安全・安心基本計画」では、食の安全・安心のめざす姿として「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」を掲げ、生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性確保や食に関する知識・情報の提供など、5つの重点的な推進方向を定めました。道では、この計画に沿って、国際水準GAPやHACCPによる衛生管理の導入、クリーン農業や有機農業といった環境に配慮した持続可能な農業生産や食育の推進など、食の安全・安心の確保に向けた各種施策を推進しています。

また、本計画の計画期間が令和5年度(2023年度)までであることから、次期計画の策定に向けて検討を進めるため、令和5年(2023年)3月に「北海道食の安全・安心委員会」に対して諮問を行いました。

(遺伝子組換え作物の栽培による一般作物との交雑等の防止)

道では、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(以下「GM条例」という。)を平成17年(2005年)3月に制定しました。

この条例は、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図り、もって現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与することを目的としています。

GM条例では、農業者等による一般栽培には知事の許可制、試験研究機関による試験栽培は知事への届出制とし、いずれの場合も、平成17年(2005年)9月に定めた交雑混入防止措置基準等を遵守することを義務付けるとともに、知事が許可等を行う際には、「北海道食の安全・安心委員会」の意見を聴くこととしています。なお、GM条例の制定以降、条例に基づく遺伝子組換え作物の栽培の許可申請や届出はありません。

令和元年度(2019年度)には、GM条例の附則に基づく条例の点検・検証を実施し、道民からの意見聴取や、北海道食の安全・安心委員会及び同委員会遺伝子組換え交雑等防止部会での議論を踏まえて、引き続き現行のGM条例及び交雑混入防止措置基準に基づく交雑等の防止に努めていくこととしました。

また、令和4年(2022年)7月、GM条例の対象となる範囲を食用及び飼料用などにする改正を行い、改めて北海道の「食の安全・安心」を確保する「食」に根差した条例であることを明確にしました。

(食のリスクコミュニケーションの取組)

道では、毎年度、北海道食の安全・安心委員会の意見を踏まえながら、道内の消費者等の関心が高い食品の衛生管理、HACCPの導入、食品の表示などのテーマを定めてリスクコミュニケーションを実施し、関係者による情報の共有や相互の意思疎通に努めています。

(食品トレーサビリティ普及の取組)

食品の生産や製造の履歴情報の記録・保管などトレーサビリティの導入・普及は、食品の生産から食卓に至るまでの各段階の流通の過程を明らかにするとともに、不測の事態が発生した際の原因究明や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止など、食の安全・安心を確保する上で有効であるため、道内においても、生産者、加工製造者、流通業者等の各段階において、その取組が進められています。

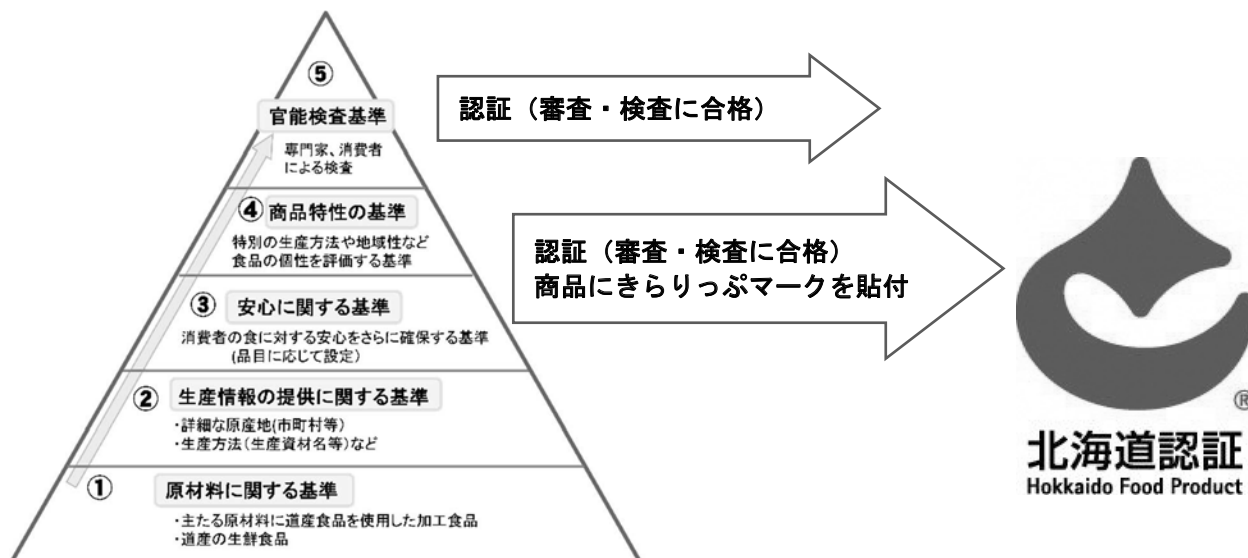
なお、国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)に基づき、店頭で牛の生産履歴を確認できるトレーサビリティシステムが平成16年(2004年)から稼働しています。

また、米や米加工品については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)により、米穀等の取引などの記録の作成・保存や産地情報の伝達が事業者には義務付けられています。

(道産食品の認証制度の推進)

道では、平成16年(2004年)4月から道産食品独自認証制度(愛称:きらりっぷ)の普及に取り組んでいます。この制度は、道産食品に対する消費者の信頼を確保し、北海道ブランドの向上を図ることを目的に、道産原材料の使用、生産情報の提供、安心の確保、商品特性、官能検査の5つの項目に関する基準に合格した商品を認証するもので、認証を受けた商品は、「北海道認証」という独自のマーク(きらりっぷマーク)が付けられています。令和5年(2023年)3月末現在、21品目(商品の種類)について認証基準が定められており、16事業者の37商品が認証を受けています。

図表6-1-1 道産食品独自認証制度(きらりっぷ)のイメージ



図表6-1-2 品目ごとの事業者数・商品数

品 目	事業者数	商品数	品 目	事業者数	商品数
【農産物】			【水産物】		
日本酒	1	1	熟成塩蔵さけ（山漬け）	2	2
そば	1	2	いくら	2	3
みそ	2	2	醤油いくら	-	1
納豆	2	9	魚醤油	-	1
豆腐	1	4	合 計	16	37
しょうゆ	2	4	注：認証を受けている商品がない品目（7品目）		
【畜産物】			①ソーセージ類、②ワイン、③しょうちゅう、 ④生中華麺、⑤ビール、 ⑥非加熱食肉製品（生ハム）、 ⑦熟成塩蔵からふとます（山漬け）		
ハム類（ロース、ボンレス）	1	3	注：ベーコン類、醤油いくら、魚醤油の事業者数は、他の品 目と重複しているため「-」とした		
ベーコン類	-	1			
ナチュラルチーズ	1	2			
アイスクリーム	1	2			

資料：北海道農政部調べ（令和5年（2023年）3月末現在）

（道産食品の表示の促進）

道では、平成18年（2006年）1月から道産食品登録制度の普及に取り組んでいます。本道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用し、道内で製造・加工された商品を登録するもので、登録された商品には、「道産原料」という独自のマーク（登録マーク）が付けられています。令和5年（2023年）3月末現在、農産物や畜産物、水産物、林産物など、合わせて129事業者の364商品が登録されています。

図表6-1-3 道産食品登録制度の登録状況

商品区分	事業者数	商品数	商品の例
農 産 物	53	119	トマトジュース、枝豆、そば等
畜 産 物	19	104	ハム、ソーセージ、ベーコン等
水 産 物	43	118	ししゃも、たらこ等
林 産 物	2	3	クマ笹茶等
そ の 他	12	20	菓子、飲料水、ワイン等
合 計	129	364	

資料：北海道農政部調べ（令和5年（2023年）3月末現在）

図表6-1-4 道産食品登録制度の登録マーク

**（道産食品全国モニターによる表示状況調査等の実施）**

道では、道産食品の適正な表示の推進を図ることにより、全国の消費者からの信頼確保と北海道ブランドの向上を目指し、平成17年度（2005年度）から「道産食品表示ウォッチャー」を消費者に委嘱するとともに、平成22年度（2010年度）からは「道産食品全国モニター」として全国46都府県に1名ずつ配置し、道外で販売されている道産食品の表示状況などの調査に取り組んでいます。

(地理的表示保護制度の活用推進)

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が平成27年（2015年）6月1日に施行され、令和5年度（2023年度）3月末現在で、北海道の農産物では「夕張メロン」、「十勝川西長いも」、「今金男しゃく」、「ところピンクにんにく」及び「十勝ラクレット」の5件が地理的表示（GI）に登録されています。

地域ブランド産品として差別化や保護が図られるほか、地理的表示保護制度の効果的な活用により、本道の安全・安心でおいしい農林水産物・食品について、販売価格への反映や海外展開への可能性が広がるなど、農林漁業者や商工業者の所得の増大につながることを期待されています。

2 農産物の流通の動向

(高い割合で推移する道外移出)

我が国最大の食料供給地域である本道は、生産された農産物や加工食品を、海峡を挟む遠距離輸送により、都府県の大消費地に移出しています。

令和3年(2021年)の道産農産物及び加工食品の生産に占める道外への移出割合(花きを除く)は41.8%となっており、小麦、でんぷん及び砂糖は8割以上、野菜類及び乳製品は7割以上が道外へ移出され、特に関東や近畿、東海地域等の大都市圏への移出が多くなっています。

輸送手段としては、鉄道とトラック・フェリーの利用が大部分を占めています。品目別では、米類では鉄道とトラック・フェリー、小麦は内航船舶、生乳・乳製品ではトラック・フェリー、鮮度が求められる花きや野菜、重量当たり単価の高いいちご等では航空機の利用もあり、品目に応じて輸送手段が使い分けられています。

図表6-2-1 主な農産物等の道外への移出状況

(単位：千トン、%)

区 分	R1年			2			3		
	出荷量	うち道外 出荷量	移出率	出荷量	うち道外 出荷量	移出率	出荷量	うち道外 出荷量	移出率
米 類	319	221	69.4	367	248	67.5	428	276	64.4
小 麦	501	391	78.0	576	464	80.5	617	492	79.8
でんぷん	162	135	83.7	163	136	83.0	162	138	84.7
砂 糖	608	549	90.4	614	560	91.3	631	578	91.6
野 菜	1,372	1,015	74.0	1,434	1,056	73.6	962	687	71.4
乳製品	878	687	78.3	854	667	78.1	954	681	71.4
その他	4,019	526	13.1	4,150	547	13.2	4,231	487	11.5
合 計	7,859	3,524	44.8	8,158	3,678	45.1	7,985	3,339	41.8

資料：国土交通省北海道開発局「農畜産物及び加工食品の移出実態調査結果報告書」(令和5年(2023年)3月)

注：1) 出荷量は、調査先が取り扱った数量の合計で、農林水産省の統計数値とは一致しない。

2) 区分の「年」は当該農産物の出荷年である。

図表6-2-2 道外移出の輸送機関別利用割合（令和3年（2021年））

（単位：％）

品 目	鉄道	トラック・フェリー	内航船	航空機
米 類	30.0	65.9	4.1	—
小 麦	—	5.1	94.9	—
野 菜	36.8	62.5	0.6	0.2
馬鈴しょ	25.2	73.0	1.8	—
たまねぎ	64.3	35.7	—	—
にんじん	20.3	79.7	—	—
かぼちゃ	46.1	53.9	—	—
だいこん	21.4	78.6	—	—
ほうれんそう	30.0	62.7	3.7	3.6
メロン	0.8	97.3	—	1.9
生 乳	5.1	94.9	—	—
乳 製 品	3.4	86.1	10.5	0.0
合 計	18.1	60.2	21.7	0.0
花 き	—	92.2	—	7.8

資料：国土交通省北海道開発局「農畜産物及び加工食品の移出実態調査結果報告書」（令和5年（2023年）3月）

（変化する物流環境）

物流は、食料を消費者に供給する極めて重要な役割を担っていますが、四方を海で囲まれ大都市圏から離れている本道において、安定的かつ効率的な物流を確保していくことは特に重要であり、トラックや鉄道、船舶、航空機といった現在の輸送手段は、いずれも欠くことができないものと考えています。

一方で、本道の農産物の道外への移出は収穫期に集中する傾向にあり、繁忙期と閑散期の差が大きく、それぞれの作物についても生産地域に偏りがあるなど、季節波動や片荷輸送といった構造的な課題があります。また、トラック運転手をはじめとする物流を担う労働力が不足している中、農産物については、バラ貨物の手荷役による積卸し作業が多く行われている状況にあり、関係者が協力し合いながら、これらの課題を解決し、道内外への効率的・安定的な輸送を確保していくことが求められています。

図表6-2-3 「北海道交通政策総合指針（平成30年（2018年）3月）」農産物物流関係の抜粋

V 具体的な施策の展開
1 2020年度までの集中的な施策（重点戦略）
(4) 地域を支える人・モノ輸送戦略
方策8 事業者間連携等によるモーダルシフト等の推進
物流分野の労働力不足への対応やCO2排出量の削減に向けて、国の制度を活用するなど、複数の事業者の連携・協働により、トラック輸送から鉄道輸送へ転換するモーダルシフト等を進め、物流全体としての効率化を図る。
方策9 産地から消費地までの輸送の効率化
季節波動や片荷輸送などの対応に向けて、事業者や生産地などの連携により、集出荷施設や保管・冷蔵施設などのストックポイントへの集約化を促進するとともに、生産・保管・加工・流通までを一貫して行うなど、高付加価値化も含めた取組を推進する。

3 食料品製造業の動向

(全国第1位の製造品出荷額)

令和2年(2020年)の本道の食料品製造業の製造品出荷額等は2兆1,109億円で、全国第1位となっています。

また、道内の全製造業に占める食料品製造業の割合は、令和3年(2021年)の事業所数では32.9%、従業者数では45.4%、令和2年(2020年)製造品出荷額等では38.2%となっているなど、地域の基幹産業として重要な位置を占めています。

特に、処理牛乳・乳飲料製造業や乳製品製造業、砂糖製造業等、本道の農業生産と密接に結びついた大規模な素材供給型の業種が地域経済を支える大きな存在となっています。その一方で、多くの事業所が小規模で生産量が少ないことや、付加価値の高い最終製品を製造する大型事業所が少ないため、全体としての付加価値率は低くなっています。

図表6-3-1 食料品製造業製造品出荷額等(全国及び上位5道県)

事業所数、従業者数は令和3年(2021年)、製造品出荷額等、付加価値額は令和2年(2020年)

区 分	食料品製造業の 製造品出荷額等 (百万円)	参 考		
		事業所数 (か所)	従業者数 (人)	付加価値額 (百万円)
全 国	29,605,781	21,624	1,094,454	10,270,051
北 海 道	2,110,866	1,670	73,488	593,244
埼 玉 県	2,056,519	816	70,993	796,373
愛 知 県	1,791,406	1,013	62,225	584,298
兵 庫 県	1,655,664	910	53,374	562,808
千 葉 県	1,592,700	715	51,659	529,782

資料：経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)

注：従業者4人以上の事業所によるデータで、従業者29名以下の付加価値額は粗付加価値額。

図表6-3-2 食料品製造業の規模(令和元年(2019年)・北海道)

事業所数、従業者数は令和3年(2021年)、製造品出荷額等、付加価値額は令和2年(2020年)

区 分	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(百万円)
全 製 造 業	5,071	161,988	5,520,754
食料品製造業	1,670	73,488	2,110,866
〔全製造業に 占める割合〕	〔32.9%〕	〔45.4%〕	〔38.2%〕

資料：経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)

注：従業者4人以上の事業所によるデータで、従業者29名以下の付加価値額は粗付加価値額。

図表6-3-3 産業細分類別製造品出荷額等（食料品製造業・北海道）

事業所数、従業員数は令和3年（2021年）、製造品出荷額等、付加価値額は令和2年（2020年）

区 分	事業所数 (か所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	付加価値額 (百万円)
食料品製造業計	1,670	73,488	2,110,866	593,244
処理牛乳・乳飲料製造業	24	1,611	132,917	40,481
乳製品製造業 (処理牛乳・乳飲料製造業を除く)	60	2,969	346,970	64,317
砂糖製造業（砂糖精製業を除く）	11	873	95,569	28,523
でんぷん製造業	16	267	9,595	4,614

資料：経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）

注：従業者4人以上の事業所によるデータで、従業者29名以下の付加価値額は粗付加価値額。

図表6-3-4 食料品製造業の原材料費比率・付加価値率・労働生産性（令和元年（2019年））

区 分	北 海 道		全 国	
	食料品製造業	全製造業	食料品製造業	全製造業
原材料費比率 (原材料使用額)/(製造品出荷額等)	67.0%	61.4%	59.6%	60.9%
付加価値率 (付加価値額)/(製造品出荷額等)	28.1%	31.2%	34.7%	32.1%
労働生産性 (付加価値額)/(従業者数)	807万円/人	1,068万円/人	938万円/人	1,297万円/人

資料：経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）からデータを引用し、道が作成。

事業所数、従業員数は令和3年（2021年）、製造品出荷額等、付加価値額は令和2年（2020年）

注：引用したデータは従業者4名以上の事業所によるデータで、従業者29名以下の付加価値額は粗付加価値額。

4 道産農産物・食品の販路拡大と輸出

(1) 販路拡大

(北海道ブランドの価値を高める販路拡大の取組)

北海道ブランドの価値を高めるためには、YES!clean農産物や有機農産物、道独自認証品等、安全・安心で品質に優れた食品を積極的にPRし、道産農産物・食品の販路拡大を図ることが必要です。

このため、道では生産者から直接購入することができる農産物や農産加工品に関する情報を総合的に紹介する「北海道産食材お取り寄せガイド」を取りまとめ、ホームページで公開するなど、実需者や消費者等へのPRに取り組んでいます。

また、道産食材を積極的に使用し、道産食材の魅力を伝えている道外の外食店などを「北海道愛食大使」として、令和5年（2023年）3月末現在で245店舗を認定しています。

(2) 輸出

(農産物等の輸出に向けた新たな取組)

本道から道内港を経由して海外に輸出された農産物等は、令和4年（2022年）には総額63億円となり、たまねぎの作柄の回復や脱脂粉乳の国内在庫低減に向けた取組により前年の48億円から15億円増加しました。

品目別では、LL牛乳等のミルク・クリームが14億7,158万円と最も多く、次いでたまねぎが13億3,266万円、ながいもが12億4,468万円、米が9億17万円、豚肉が5億5,205万円となり、この5品目で道産農産物等の輸出総額の約88%を占めています。

今後、少子高齢化による国内マーケットの縮小が見込まれる中、安全・安心でおいしい農産物を生産する本道の優位性を活かし、成長著しいアジア諸国などの有望なマーケットに対して輸出することは、道産農産物等の新たな販路につながる重要な取組です。

道では、平成30年（2018年）12月に、平成31年（2019年）から令和5年（2023年）までを推進期間として、道産食品の輸出額1,500億円を目指す「北海道食の輸出拡大戦略〈第Ⅱ期〉」を策定し、農産物等の輸出額を125億円に拡大する目標を掲げ、関係者と連携した輸出拡大の取組を展開しています。

図表6-4-1 北海道からの主な品目の輸出実績（道内港）

（単位：トン、百万円）

品目	H30年		R1		2		3		4		主な輸出先
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
ながいも	4,353	1,543	3,541	1,333	3,333	1,132	4,130	1,297	3,425	1,245	台湾、米国
ミルク・クリーム	4,036	930	4,215	995	4,871	1,120	4,359	1,029	5,131	1,471	香港、シンガポール
米（注1）	889	305	1,764	534	1,837	520	2,303	624	3,711	900	香港、中国
豚肉	11	13	66	72	440	477	582	624	449	552	香港、シンガポール
たまねぎ	1,905	111	9,226	340	44,699	1,448	6,254	290	15,923	1,333	台湾、韓国
その他	672	598	903	729	1,331	844	1,493	892	1,123	768	
合計（注2）	11,866	3,500	19,715	4,003	56,511	5,541	19,121	4,756	29,762	6,269	

資料：財務省「貿易統計」

注：1）政府援助米（推定）は除く。

2）日本酒は単位がリットルのため、金額には含まれるが、数量には含まれない。

（オール北海道で取り組む海外の市場開拓）

道、ホクレン、北海道漁業協同組合連合会等で構成する「北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会」では、アジアを中心に、道産農水産物のプロモーション活動などに取り組んでいます。令和4年度（2022年度）は、日本最大級の輸出向け商談展「第6回“日本の食品”輸出EXPO」への出展などを行いましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大した影響により、当初予定していた海外バイヤーの招へいは中止されました。

図表6-4-2 「北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会」の取組

年度	プロモーション対象国（地域）
H3～4年度	香港、シンガポール（市場調査など）
5～8	香港（北海道収穫祭、実験輸送など）
9～11	シンガポール（北海道収穫祭、輸出促進セミナーなど）
12～14	マレーシア（北海道食品フェア、特定商品プロモーションなど）
15～20	台湾（北海道食品フェア、バイヤー招へいなど）
21～23	タイ（北海道食品フェア、特定商品プロモーションなど）
24	シンガポール（市場調査、海外向け道産農畜産物PR媒体の作成など）
25	香港（市場調査）、外国人来道者に対する道産特定商品のPRなど
26	シンガポール（市場調査）、外国人来道者に対する道産特定商品のPRなど
27	タイ（試食販売）、北京（トップセールスによる農水産物プロモーションなど）等
28～29	タイ（試食販売、トップセールスによる農水産物プロモーションなど）等
30～R1年度	台湾（常設販売棚の設置・物産展の開催）等
2	台湾（バイヤーの招へい、国際食品見本市への出品）等 → コロナ禍で中止
3	香港、シンガポール（販売促進プロモーション）
4	香港（販売促進プロモーション）

資料：北海道農政部調べ

注：1）平成26年度（2014年度）までの組織名は「北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会」。

2）平成30年度（2018年度）までの組織名は「北海道農畜産物・水産物海外市場開拓推進協議会」。

～ 道産農畜産物の輸出拡大に向けた取組 ～

【商談会やEC・ライブコマースによる販路の拡大】

令和4年度（2022年度）は、中国におけるロックダウンの影響を受けましたが、たまねぎの作柄が回復したことや脱脂粉乳の国内在庫低減に向けた取組、アメリカやヨーロッパ等での米の不作による代替需要の取り込みなどにより、たまねぎやミルク・クリーム、米などの輸出額が増加しました。

このような中、道では、輸出先国において、重点品目である米や日本酒、牛肉の商談会やEC等販売による販路の拡大に取り組んだことで、新たな商流の確保につながりました。

- 米については、今後、市場拡大が期待される中国の上海市や広州市などにおいて、現地の卸売業者や飲食店等を対象とした商談会を開催したほか、ECやライブコマースでの販売を実施しました。
- 日本酒については、道内の酒蔵と連携し、フランスや中国、香港においてプロモーションや商談会などに取り組んだほか、道内の酒蔵からのライブコマースにより直接、消費者にPRを行いました。
- 牛肉については、アメリカでは和牛、タイでは和牛と交雑種の飲食店でのフェアや商談会を開催するとともに、EC販売にも取り組みました。



上海試食商談会で北海道米を紹介

【家庭食需要に対応した取組】

家庭食需要への対応として、3か国で料理教室と連携した農畜産物の販売フェアを開催し、直接、消費者にPRを行ったところ、道産農畜産物のファン獲得につながりました。

- シンガポールでは、蒸しとうもろこしの実演と試食を行いながら、青果物の販売を実施しました。
- 台湾では、青果物や牛乳の販売のほか、現地料理教室のKOLと連携し、道産農畜産物等を使用したレシピや調理法についてSNSで情報発信するとともに、グループ購買（コミュニティEC）の試行を行いました。
- 香港では、野菜ゴロゴロカレーライスの動画を上映するとともに、青果物や牛乳の販売を実施しました。



KOL料理教室のレシピをSNSで発信

※EC、ライブコマース、KOL→参考資料「用語の解説」参照

5 関連産業との連携の強化

（農商工連携による新たな取組）

国は、地方の元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要であるとして、平成20年（2008年）5月に、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（農商工等連携促進法）を制定しました。

これにより、農林漁業者と中小企業者が、1次、2次、3次といった産業の壁を超えて有機的に連携し、互いのノウハウ、技術等を活用して新商品の開発や販路開拓などの取組を行う場合に、支援を受けられるようになりました。

国は、法律に基づき農商工等連携事業計画を認定しており、道内では、令和5年（2023年）2月10日現在で90件（うち農畜産物関係は74件）となっています。

また、国や道、札幌市、道内経済界・金融機関が資金を拠出し、平成21年（2009年）に「北海道農商工連携ファンド」を組成し、農林漁業者と中小企業者等との連携体がそれぞれの経営資源を活用して行う新商品・新サービスの開発から販路開拓までの取組に対して支援を行ってきました。当ファンドが平成30年（2018年）に終了したことから、令和元年（2019年）11月、新たに「北海道中小企業新応援ファンド（2号ファンド）」を組成し、令和2年度（2020年度）からも引き続き支援を行っています。

（食クラスター活動の推進）

本道経済の活性化を図るためには、最大の魅力である食資源を活かし、農業等の1次産業と2次・3次産業が連携を深め、農産物の付加価値向上や販路拡大を目指す取組を進めることが極めて重要です。

このため、食に関わる幅広い産業と大学等の研究機関、行政、金融等の関係者（産学官金）が連携・協働し、本道ならではの食の総合産業の確立に向けて取り組む「食クラスター」活動の全道的な推進母体として、平成22年（2010年）5月に「食クラスター連携協議体」が発足しました。

北海道経済連合会、北海道農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）、北海道経済産業局、北海道農政事務所及び道の5つの機関・団体が共同事務局となり、参画者間の連携・協働のもと、商品開発・販路拡大、道産食品の輸出拡大、人材育成など、食の総合産業化のための取組を推進しています。

また、地域での食クラスター活動として、総合振興局・振興局でも、企業と支援機関が連携して「売れる商品づくり」に取り組んでおり、このような様々な取組を通して、地域の雇用、所得及び人材を確保し、自立的な地域社会を実現して本道経済を牽引していくことが期待されています。

6 地域資源を活かした6次産業化の推進

(道内各地に広がる6次産業化の取組)

6次産業化は、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の総合的かつ一体的な推進によって、新たな付加価値を生み出す取組で、農林水産物等を活用した新商品の開発や新たな販路の開拓などを通じて、所得の向上や雇用の確保を図るなど、地域経済の活性化に資するものです。

令和2年度（2020年度）の農業生産関連事業を営んでいる農業経営体及び農業協同組合等が運営する農業生産関連事業の事業体（農業生産関連事業体）の数は、全国6万4,160件に対して、本道は3,110件と全国の4.8%を占めています。取組内容を見ると、全国では「農産物の加工」が最も多く32,840件となっており、本道では「農産物直売所」が最も多く1,410件となっています。

また、年間販売総額は、全国の2兆329億円に対して、本道は1,540億円と全国の7.6%を占めており、このうち農業経営体によるものが2,610事業体で463億円、農業協同組合等によるものが520事業体で1,077億円となっています。

道では、令和2年（2020年）3月に策定した「第2次北海道6次産業化・地産地消推進戦略」に沿って、地域の特色を活かした多様な6次産業化の取組を推進しています。

図表6-6-1 農業生産関連事業体数及び年間販売総額

(単位：件、百万円)

区 分	H29年度		30		R1		2		
	全 国	北海道	全 国	北海道	全 国	北海道	全 国 a	北海道 b	b/a
農産物の加工	27,920	1,350	27,870	1,350	32,400	1,280	32,840	1,280	3.9%
農産物直売所	23,940	1,320	23,870	1,320	23,650	1,310	23,600	1,410	6.0%
観光農園	6,590	370	6,590	370	5,290	210	5,120	200	3.9%
農家民宿	2,040	300	2,060	300	1,360	120	1,270	110	8.7%
農家レストラン	1,560	130	1,580	130	1,360	120	1,330	110	8.3%
合 計	62,040	3,470	61,970	3,470	64,070	3,030	64,160	3,110	4.8%
年間販売総額	2,104,435	155,343	2,104,038	154,762	2,077,254	152,182	2,032,947	153,995	7.6%

資料：農林水産省「6次産業化総合調査」

(全国1位の総合化事業計画の認定数)

国は、平成23年（2011年）3月に施行した「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）に基づき、6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業計画「総合化事業計画」を認定しています。

令和5年（2023年）3月末現在の認定件数は、全国で2,630件、うち本道は163件で、都道府県別認定件数では本道が第1位となっています。

図表6-6-2 総合化事業計画の認定件数（累計）の推移と内訳

(単位：件)

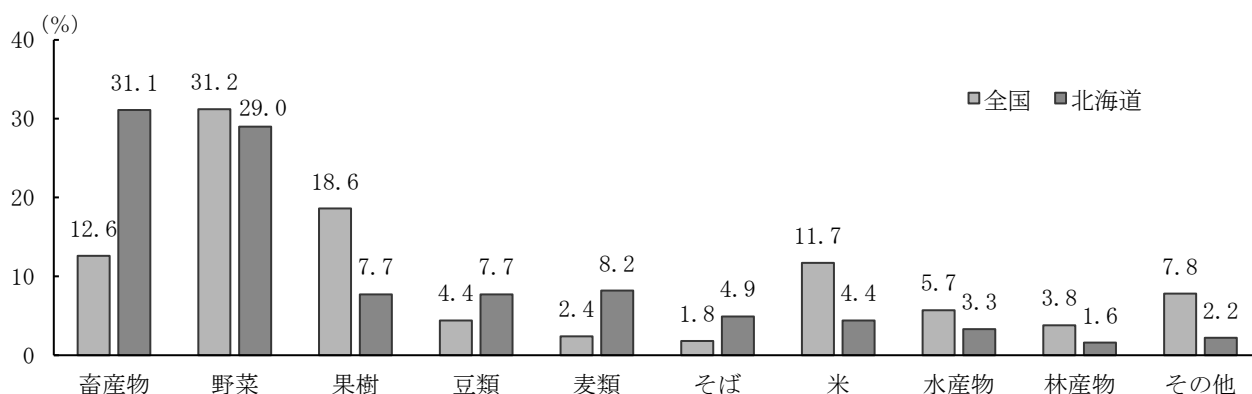
区分	H29年度	30	R1	2	3	4	内訳		
							農畜産物	林産物	水産物
全国	2,350	2,438	2,557	2,591	2,616	2,630	2,328	105	197
北海道	142	150	160	163	163	163	154	3	6

資料：農林水産省調べ

また、総合化事業計画の対象農林水産物の割合は、全国では、野菜、果樹、畜産物、米が高くなっていますが、本道では、畜産物、野菜が高くなっています。

総合振興局・振興局別では、十勝、上川及びオホーツクで認定件数が多く、これらの地域で45%を占めており、認定事業者の区分では、法人経営が78%を占めています。

図表6-6-3 総合化事業計画の対象農林水産物の割合



資料：全国は農林水産省調べ、北海道は農林水産省北海道農政事務所調べ

- 注：1) 令和5年(2023年)3月末現在
- 2) 複数の取組を含む。

図表6-6-4 総合振興局・振興局別認定件数（北海道）

(単位：件)

空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	計
16	19	9	8	2	15	6	25	3	3	22	27	5	3	163

資料：北海道農政部調べ

注：令和5年(2023年)3月末現在

図表6-6-5 道内における総合化事業計画認定者数



資料：北海道農政部調べ

注：令和5年(2023年)3月末現在

（6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する北海道6次産業化サポートセンター）

道では、平成25年（2013年）12月から、農林漁業者等からの個別相談対応などの支援を行う「北海道6次産業化サポートセンター」を設置・運営しています。

サポートセンターでは、農林漁業者等の6次産業化の取組をサポートするため、相談窓口を設置し、幅広い相談に対応できる体制を整備するとともに、経営全体の付加価値額を増加させるための経営改善戦略の作成と実行をサポートする専門家を派遣し、6次産業化等に取り組む農林漁業者等の経営改善を支援しています。

令和4年度（2022年度）末現在の相談件数は延べ132件となっており、寄せられた相談内容は、総合化事業計画の策定に関するものが最も多く、次いで、補助制度等の照会、商品開発などの順となっています。また、業種別の相談件数は、農業、畜産業の順で多く、これらの相談件数が全体の6割以上を占めています。

図表6-6-6 北海道6次産業化サポートセンター相談実績（令和4年度（2022年度））

区 分		相談延べ件数	構成比(%)	相談者数	構成比(%)
相 談 者 業 種	農 業	60	45.4	23	33.8
	畜産業	27	20.5	12	17.7
	林 業	0	0.0	0	0.0
	漁 業	3	2.3	3	4.4
	その他	42	31.8	30	44.1
総 計		132	100.0	68	100.0

資料：北海道農政部調べ